

令和6年度 中心市街地・商店街等診断・サポート事業

巡回型支援 利用の手引き

令和6年4月

独立行政法人中小企業基盤整備機構

高度化事業部 経営診断統括室 まちづくり推進室

1. 事業概要

本事業は、各地の商店街組織・まちづくり会社等（以下「商店街等組織」という。）及び中心市街地活性化を検討する組織（以下「地域組織」という。）が抱える課題の抽出や特定を行うとともに、商店街等組織や地域組織に対して、行動変容を促すきっかけとなる助言等を目的として実施するものです。

2. 支援対象者と対象課題・ニーズ

支援対象者	対象となる課題・ニーズ
商店街等組織(※) まちづくり会社	① ビジョン・プランの作成に向けた考え方の整理 ② 次世代リーダーの発掘・育成 ③ 空き店舗対策・新規出店促進に向けた計画づくり ④ 面的な消費拡大につなげる取組に向けた計画づくり ⑤ 既存事業の磨き上げや新規事業の事業化に向けた計画づくり ⑥ エリアブランディング ⑦ 地域内外関係者との連携 ⑧ その他機構が認めるテーマ
中心市街地活性化 を検討する 商工会議所、商工 会、まちづくり会社 等の組織	① 協議会の設立準備 ② 協議会設立に向けたまちづくり会社等の設立・運営改善 ③ 行政へのまちづくり計画に対する意見提示 ④ 基本計画第7章（商業の活性化）への掲載を目指す事業全般に関わる 検討 ⑤ エリアマネジメントに関する関係者の理解促進 ⑥ エリアマネジメント推進のための仕組み構築 ⑦ その他機構が認めるテーマ

※商店街等組織

- (ア) 商店街等（商店街その他の商業の集積又は問屋街をいう。以下同じ。）を構成する団体であって、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書きに規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの。
- (イ) 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
- (ウ) いわゆるまちづくり会社等、当該地域のまちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。
 なお、次のいずれかに該当する者を除く。
- ・中小企業者以外の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される者
 - ・申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える者
- (エ) (ア) から (ウ) に類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

3. 事業の要件

受付期間	令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)
支援実施期間	令和6年4月～令和7年3月14日(金)
アドバイス時間	1回あたり0.5事案(半日程度)
利用日数	年間合計 3.0事案以内
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家ヒアリングを通じた地域ニーズ抽出や地域課題の特定 ・活用できる支援メニューの紹介 ・地域及び申請者が今後取り組むべき方向性の助言 ・地域課題の解決の参考となる事例の紹介 ・専門家の知見・ノウハウに基づく助言など

4. 申込手続きの流れ

申請者→中小機構等	<p>メールか電話でのお問い合わせ <推奨></p> <p>【連絡先】 中小機構まちづくり推進室 電話：03-5470-1632 電子メール (machi-support1@smrj.go.jp)</p>
-----------	--



申請者←機構、経済産業局等	<p><u>事前ヒアリング</u> 申請者の基礎情報や地域の現状・課題等について事前ヒアリングを実施させていただきます。ヒアリングは現地訪問またはオンライン会議、電話等で実施いたします。 ※関係機関からの情報提供を受けて中小機構から連絡させていただく場合もございます。</p>
---------------	--



申請者	<p>様式第7「<u>巡回型支援利用申込書</u>」に必要事項をご記入の上、応募(申込)先宛へ、電子メールにてお送りください。</p> <p>巡回型支援希望日の2週間前までに、申込書を提出してください。 ※資料内容に不備があった場合などには、修正・再提出を求める場合がございますので、期日に余裕を持ってご提出ください。</p> <p><u>応募(申込)先</u> 独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室 MAIL machi-support1@smrj.go.jp</p>
-----	--

※様式(様式7)は中小機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/support/index.html

中小機構	採択審査
------	------

中小機構→申請者	<p>決定通知（電子メールでお知らせします）</p> <p>※巡回型支援に何う専門家の日程から巡回型支援希望日に添えない場合は、日程調整にご協力いただく場合がございます。また、支援実施にあたっては中小機構担当者と調整の上、実施いたします。</p> <p>※不採択の場合も、電子メールにてお知らせします。</p>
----------	---

5. 個人情報の取扱いについて

本事業の応募書類にご記入いただく情報には「個人情報」が含まれていますが、中小機構では、当該個人情報を「個人情報の保護に関する法律」など関係法令等に従い適切に取り扱います。

また、以下の〈個人情報および協議会・商店街等情報の取扱いについて〉ご同意の上で、応募いただきますようお願いいたします。

〈個人情報および協議会・商店街等情報の取扱いについて〉

ご提供いただく個人情報は、採択審査、事業の管理・運営、事業等に関する各種連絡のために利用します。なお、ご提供いただけない情報がある場合、審査を行えない場合がございます。

また、本事業は、中小機構が中小企業庁及び各地域の経済産業局及び沖縄総合事務局と連携して実施することから、応募書類にご記入いただいた情報や協議会・商店街等の審査及び支援内容に関する情報（個人情報を含みます）を上記機関で共有しますが、当該情報は各機関が関係法令等に基づき適切に取り扱います。

なお、各機関とも、収集した個人情報については、法令に基づく開示請求があった場合、本人の同意があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、第三者には提供いたしません。

但し、本業務の一部を委託し、当該業務委託先に対して、必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

▼個人情報に関する中小機構の問い合わせ窓口

（個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除など）

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 6 階

中小企業基盤整備機構 総務部総務課 個人情報保護担当 電話：03-5470-1500

<https://www.smrj.go.jp/privacy/>

6. 支援終了後

支援利用終了後に、中小機構宛てアンケート（様式第 10「中心市街地・商店街等診断・サポート事業（巡回型支援）に係るアンケート」）を提出してください。

7. 問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

高度化事業部 経営診断統括室 まちづくり推進室

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

電話：03-5470-1632

FAX：03-3578-3372

MAIL：machi-support1@smrj.go.jp